○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県小野市脇本町字溝井五〇三の二四、五〇三の三〇、五〇三の三一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県三木市志染町大谷字西谷一七〇の一二、一七〇の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五一一九の七・五一二〇の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二二二四の二八、二二二四の二九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方九四八の三六、九七七の一（次の図に示す部分に限る。）、九七八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市宇佐美字御石ケ沢三五九五の六七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三五九五の七五（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二二二二の一、二二二二の一二

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字ナマレヤト二二二七の二（国有林）

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市新井字前山丁場四八四の三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市原保字又井山七二六の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字家前七の一、字下野田ノ井一三の一から一三の三まで、字城五七、一九三の一、字瀧ノ宮四の四、一〇の一、一〇の二、字中山二一の二、二一の五七、字水岡三一の二、三三の二、字吉水七〇、一九一、一九二の一、字中谷一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字家前七の一、字下野田ノ井一三の一から一三の三まで、字城五七、一九三の一、字瀧ノ宮四の四、一〇の一、一〇の二、字中山二一の二、二一の五七、字水岡三一の二、三三の二、字吉水七〇、一九一、一九二の一、字中谷一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

学校の名称	学部・学科名	備考
学校法人田中育英会東京工学院専門学校	工業専門課程昼間部経営工学科電気コース	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第千百五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林・運輸・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏